

平成14年12月26日

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（抄）

雇用保険制度の見直しについて

3 今後の課題

- 雇用保険制度は雇用政策の一環をなすものであり、受給者の早期再就職を実現するため、雇用保険制度における対応だけでなく、総合雇用対策、改革加速のための総合対応策等に基づく雇用対策を適切に講じていく必要がある。また、このことは、厳しい雇用失業情勢が続く中において雇用保険財政の安定性の確保と雇用のセーフティネットとしての安定的運営の確保に資することとなる。
なお、雇用保険財政の動向は経済情勢とも密接に関連するものであるため、官民挙げて経済活性化に取り組むことも期待される。
- 今回の見直しは事業主、被保険者、受給者等にそれぞれ一定の「痛み」を求めるものであるが、その前提として、雇用保険制度本来の趣旨に則った運用がなされるよう、ハローワークにおける適切な職業相談・職業紹介、失業認定の的確な実施や不正受給の防止等に万全を期す必要がある。
- 短期雇用特例求職者給付については、今回の見直しの対象としていないが、本給付は失業が元々予定された者に対する循環的な給付であり、他の雇用対策等で措置することが適当なものであることから、今後その在り方について検討していく必要がある。
- 高年齢求職者給付金については、今回の見直しにとどまらず、将来的には廃止も含め見直しを検討していく必要がある。
- 雇用継続給付及び教育訓練給付については、今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。
- 雇用保険三事業については、政策評価を適切に実施し、保険事故である失業を予防し、再就職の促進による給付減に資する等の付帯事業として期待される機能が十分に発揮されるよう不断の見直しを行う必要がある。
- 積立金は、①景気変動に対応し、好況期に資金を積み立て、不況期にこれを財源として使用することで必要な積立金を維持しつつ収支を中長期的にバランスさせる（ビルトイン・スタビライザー機能）、②年度当初の保険料納期前の期間などにおける短期的な資金需要に対応する、という2つの機能を有しているが、将来的には①の機能が十分発揮できるよう、必要な積立金水準の確保を目指していく必要がある。
- 弾力条項の発動基準及び保険料率の変更幅については、今後の雇用保険財政の動向を見守りつつ、必要に応じ見直しを検討することが適当である。

なお、雇用主代表委員から、積立金に余裕があるときに増えてきた保険給付について、給付内容・水準、給付対象者の範囲等が雇用保険制度における失業等給付の本来の在り方から適切かという観点から、抜本的な合理化を図っていくべきであるという意見があった。